

協定項目の具体的な調整結果

協定項目	24-(4) 窓口			
調整方針	<p>○ 住民基本台帳・印鑑登録・戸籍事務及び各種証明書等の発行については、原則3庁舎で行うものとする。ただし、外国人登録事務については、<u>合併時までに調整する。</u></p> <p>○ 土・日・祝日及び昼休み等の対応については、<u>合併時までに調整する。</u></p>			
項目	現 況			行方市
	麻生町	北浦町	玉造町	
外国人登録事務	<p>・国から貸与されたコンピューターで処理</p>			<p>【外国人登録事務】</p> <p>平成17年度は、現行どおり3庁舎で実施。</p> <p>平成18年度以降、登録事務玉造庁舎で一括処理するよう検討。</p>
昼休み等の対応	<p>・昼休み時間帯：交代勤務で対応（町民課、福祉課、税務課、会計課）</p> <p>・夜間の対応：毎週水曜日午後7時まで（住民・戸籍係のみ対応）</p>	<p>・昼休み時間帯：交代勤務で対応（町民課、税務課）</p>	<p>・昼休み時間帯：交代勤務で対応（町民課、税務課、会計課）</p>	<p>【昼休み等の対応】</p> <p>合併時より統一する。</p> <p>昼窓は、麻生町の例により統一する。</p> <p>夜窓は、麻生町の例により統一する。（3庁舎実施）</p>
土、日、祝日の対応	<p>・土、日、祝日：担当職員が電話で呼び出し対応（埋火葬許可証の交付のみ）</p>	<p>・土、日、祝日：宿日直で対応（届出書受付のみ）</p> <p>・埋火葬許可証の交付は日直で対応</p>	<p>・土、日、祝日：担当職員及び担当課職員が電話呼び出しで対応（埋火葬許可証の交付のみ）</p>	<p>【土、日、祝日の対応】</p> <p>3庁舎で実施（埋火葬許可証の交付）</p>
自動車臨時運行許可	<p>・事務実施（仮ナンバーの交付等）</p>	<p>・未実施</p>		<p>【自動車臨時運行許可】</p> <p>平成18年度より玉造庁舎で交付。</p> <p>平成17年度は現行どおり麻生庁舎で交付。</p>